

北京大野木FM・天津大野木マイツニューズレター

2013年4月号

2013年4月8日 担当:安達友信

2013年4月1日よりオンライン発票管理を開始

2013年2月25日付で「オンライン発票管理弁法」(国家税務総局令第30号)が公布され、本弁法は2013年4月1日から施行されます。

当弁法は、普通発票の管理強化を強化し、国家税収収入を保障し、オンライン発票の発行及び使用を規範化するため、「中華人民共和国発票管理弁法」の規定に基づき制定されています。

当弁法では、普通発票のオンライン発票管理であり、すべての発票を対象とするものではありませんが、普通発票の手続きがオンラインで行えることにより事務手続きの軽減化が期待できます。

以下、当弁法の概要をご案内します。

1. オンライン発票の定義等

国家税務総局の統一標準に合致し、かつ国家税務総局及び省・自治区・直轄市の国家税務局、地方税務局が公布するオンライン発票管理システムを通じて発行する発票を言うこととされています。

また、オンライン発票管理システムを使用する納税者は、オンライン発票システム開設登記、オンライン発票受領手続き、オンライン発行、転送、検証及び返納等の手続きを行う場合には、当弁法が適用されます。

2. オンライン発票発行手続き

オンライン発票管理システムによる発票発行手続きは、以下の流れで行うこととされています。

(1) 発行者側の手続き

- ① オンライン発票管理システムにログイン
- ② 事実に基づき発票関連内容及び金額の入力、確認後データ保存
- ③ 発票発行
- ④ システム上でデータを自動保存した後、直ちに発票発行情報の確認及び検証を行う。

(2) 発票受領者側の手続き

発票を取得する際に速やかにオンライン発票情報の真実性、完全性を検索し検証を行い、規定に合致しない場合には、財務清算証憑としてはならず受取を拒否する権利を有します。

(3) 赤字発票の発行

赤字発票を発行する必要がある場合には、発行済みのオンライン発票の全部の綴りを回収し、若しくは発票受領者が発行する有効証明を取得し、オンライン発票管理システムを通じて、金額を負数とする赤字オンライン発票を発行しなければならないとされています。

(4) 発票の廃棄

発行済みのオンライン発票を廃棄する場合、発行済みオンライン発票の全部の綴りを回収し廃棄と明記し、かつオンライン発票管理システムで発票廃棄処理を行わなければならないとされています。

(5) オンラインの故障時の対応

オンラインで故障が発生したことにより、オンライン発票の発行ができない場合、発票をオフラインで発行することができます。ただし、発票を発行した後に発票発行情報を変更してはならず、かつ、48時間以内に発票発行情報をアップロードしなければならないとされています。

(6) 罰則規定

オンライン発票システムを開設した納税者は、関らず事実に基づきオンライン発票をオンラインで発行してはならず、オフライン発票を利用し、又貸し、譲渡、虚偽発行及びその他の違法行為を行ってはならず、違法行為を行った場合には、「中華人民共和国発票管理弁法」の規定により処罰するとされています。

(罰則：状況に応じ1万元から50万元の罰金と違法所得の没収など)

3. まとめ

当弁法においてオンライン発票管理システムによるオンライン発票発行を国が積極的に推進すると明記しておりますので、普及促進のため実務上も円滑な運用がなされるよう期待したいところです。